

規制シート(様式)

190200100570001

平成30年3月7日

規制の名称	自動車運転代行業の業務の適正化	所管府省	国土交通省
根拠法令等	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）等	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	自動車局旅客課 課長 金指和彦
規制目的	自動車運転代行業を営む者について必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車運転代行業を営む者の遵守事項を定めること等により、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ること		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転代行業者は、自己の名義をもって、他人に自動車運転代行業を営ませてはならない。 ○ 自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。 ○ 自動車運転代行業者は、代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じておかななければならない。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業を営む者について必要な要件を認定する制度を実施し、不適正な事業者の排除が必要不可欠であり、引き続き自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律により一定の規制を設ける必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	平成13年法律第57号 附則第4条		
次の見直し時期	平成33年		